

2019.2.22動愛法改正大交流会のご報告

会員の皆様

お世話になっております。

2月22日院内大交流会の会場は、300人集会場に全体的に人が入った状況で、会場を埋める程の集まりとなりました。約250人余にはなっていたかと思います。

皆様方のご尽力に感謝致します。

1 原稿を提供していただいた講演発表者の皆様には、短期間でご執筆いただき、約20人余の学者、弁護士、THEペット法塾メンバーその他最前線の皆様の殆どの方がご出席、発表をしていただきました。

原稿が間に合わず発表された先生方もおられました。

15～16人の国会議員の方々に出席いただき、法改正にご健闘されている旨のご挨拶をいただき、一人3分～5分程度のお話時間と、非常にタイトなものとなりましたが、多面的に動愛法をめぐる現場の実情、法律の矛盾、問題点の指摘、法改正の必要性が述べられました。大交流会に値する素晴らしい内容でしたが

立法の可能性については、議員の先生方から見えてくるものは、「全党、全会派一致で法律を作る」とのお話が重なり、

極めて厳しい状況であることが認識されました。

「殺処分ゼロ」は、極めてドラスティックにも聞こえますが、見えてきたことは、そもそも**動愛法は犬猫を殺すこと自体が異常かつ例外**であり、既に、

多くの都道府県、政令都市など、殺処分ゼロ方針の下で、**大きな成果**がある中において、従来の殺す行政が、法機能の不完全性から遵守しない行政が未だ多く（特に関西圏には多い）、**環境省自体が殺処分行政を維持**する方向で、
現場の殺す行政について追従する姿勢がとられたり、
殺処分数を欺瞞的に少なくする統計の取り方をしたり、
野良猫殺処分を目指すために、官民一体の地域猫殺処分目的の引取禁止が必要なところ、逆
の方向で、
えさやり禁止にながれる施策が出されるなど、大きな混乱を作っていることも明らかとなりました。

結論的には、**殺処分ゼロを実行することが行政の責任であるとの法規定**が
なされれば、

日本全体が殺処分ゼロの行政を目指すことになる状況が明らかとなりました。

藤野真紀子先生らが進めておられる、「2020年東京オリンピックゼロキャンペーン」などの、世論と「動愛法の2023年が動愛法50周年」に向け、今「殺処分ゼロ」を行政は遵守するとの規定は、実践できるし、実現しなければならないところです。

THEペット法塾としては、3月下旬に「動物法ニュース49」の執筆者、動物法ニュース定期購読者、及びTHEペット法塾会員、その他の皆様の意見を集約した

「動愛法の改正を求める」特集の「動物法ニュース50号」を発行して、
全国会議員へ配布する活動を進めたいと思います。

意見を集約するについて、ご協力がいただけます方は、植田法律事務所までご連絡をお願い申し上げます。